

弘前市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付申請書

令和8年度において実施する弘前市空き家活用リフォーム事業について、補助金の交付を受けた
いので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

1 申請額

補助金申請額	円
--------	---

2 補助対象物件

所有者の氏名			
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 所有者（相続人及び売買契約の成立により補助対象物件を所有する予定となった者を含む。） <input type="checkbox"/> 所有者その他の全ての権利者から補助事業を実施することについての同意を得た者		
所在地	弘前市大字		
規模	延べ面積	m ²	階数 階

3 補助対象工事

工事期間	工事着手予定日 令和 年 月 日
	工事完了予定日 令和 年 月 日
省エネ化の内容	<input type="checkbox"/> 開口部の断熱改修 <input type="checkbox"/> 躯体の断熱改修 <input type="checkbox"/> エコ住宅設備の設置
工事施工業者	所在地：
	名称：
	代表者：
	電話番号：

4 補助金の額の算定根拠

a	補助対象物件のリフォームに要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）	円
b	$a \times 0.5$ （1,000円未満切り捨て）	円
c	補助金申請額 （bと1,000,000円のいずれか少ない額）	円

5 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積がわかる書類
- (4) 補助対象物件の所有者であることがわかる書類（所有者が申請する場合に限る。）
- (5) 工事見積書の写し（補助対象経費の内訳及び省エネ化の内容が明確にわかるもの）
- (6) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの）（個人が申請する場合に限る。）
- (7) 所在地、名称、代表者名等法人又は団体の概要がわかるもの（法人又は団体が申請する場合に限る。）
- (8) 補助対象物件の位置図及び平面図
- (9) 施工前写真（外観、立地状況及び工事箇所がわかるもの）
- (10) その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 申請者が法人又は団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522

様式第1号別紙（第9条第2項関係）

事業計画書

1 リフォーム後の空き家の活用計画（10年以上活用する方法を具体的に記載すること）

2 補助事業の遂行により予想される効果

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522

誓約書

私は、令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するにあたり、弘前市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、下記に掲げる事項について誓約します。

なお、規則第16条の規定により市長から補助金の全部又は一部について返還を求められた場合は、返還します。

記

- 1 補助金の交付申請書及び添付書類の記載内容について事実と相違はありません。当該記載内容について、市が調査する必要がある場合、その調査について了承します。
- 2 補助事業の実施にあたり、関係法令、規則及び要綱の規定を遵守します。
- 3 令和7年度から補助金交付申請時までにおいて、市に納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（法人の場合は法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税、特別徴収義務者の場合は、納税者から徴収した市県民税、入湯税及び宿泊税）について滞納しておらず、市がその調査を行うことについて了承します。
- 4 申請者又は申請者と同一の世帯に属する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではなく、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。
- 5 補助事業を実施することにより市内に新たな空き家が生じることにはなりません。
- 6 補助事業の実施及び実施後の補助対象物件の活用にあたり、他の権利者等との間で紛争が生じた場合は、自らにおいて責任をもって解決し、市に一切の損害を与えません。
- 7 （申請者以外に補助対象物件について権利を有する者がいる場合）全ての権利を有する者から、補助事業を実施することについて同意を得ています。

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
申請者
氏 名

以 上

備考

- 1 申請者が法人又は団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522

令和 年 月 日

弘前市長 様

住所
補助事業者
氏名

令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘建指収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付要綱第10条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由
- 4 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 1 補助事業者が法人又は団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522

令和 年 月 日

弘前市長 様

住所
補助事業者
氏名

令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘建指収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付要綱第10条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 補助事業を中止（廃止）する理由
- 4 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考

- 1 補助事業者が法人又は団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522

弘建指収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 _____ 円
- 3 交付の条件
 - (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更である場合を除く。）は、あらかじめ令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。
 - (5) 補助事業に係る工事は、令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付要綱第6条に規定する者に発注すること。この場合において、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせないこと。
 - (6) 補助金の交付を受けてリフォームを行った空き家を、遅くとも令和9年3月31日から、地域コミュニティの維持・再生の用途に活用すること。
 - (7) 補助金の交付を受けてリフォームを行った空き家を10年以上地域コミュニティの維持・再生の用途に活用すること。
 - (8) 補助金の交付を受けてリフォームを行った空き家を移住のための住宅として利用する場合において、当該空き家に居住する者は、補助事業完了後に弘前市以外の市区町村から補助対象物件の所在地に住所を異動させた者であること。
- 4 その他
 - (1) 補助事業者は、令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に必要書類を添付して、令和9年1月29日までに市長に提出してください。
 - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和19年3月31日まで保管してください。

担当：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522

様

弘前市長

印

令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 交付しないことを決定した理由

令和 年 月 日

弘前市長 様

住所
補助事業者
氏名

令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け弘建指収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の令和 年 月 日現在における遂行状況について、弘前市補助金等交付規則第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業
- 2 補助事業の遂行状況

備考

- 1 補助事業者が法人又は団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522

令和 年 月 日

弘前市長 様

住所
補助事業者
氏名

令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘建指収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 添付書類
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 工事状況写真（施工中及び施工後の状況が確認できるもの）
 - (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士による省エネ化を証明する書類

備考

- 1 申請者が法人又は団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522

弘建指収第
令和 年 月 日

様

弘前市長 印

令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 _____ 円

備考

- 1 令和 年 月 日までに令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金請求書（様式第10号）を市長へ提出してください。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和19年3月31日まで保管してください。
- 3 後日、市長は上記2に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522

令和 年 月 日

弘前市長 様

補助事業者 住 所
氏 名 印

令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘建指収第 号をもって補助金交付額確定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 補助金の名称 令和8年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金
- 3 補助金の交付確定額 _____ 円
- 4 振込口座
 - (1) 金融機関及び支店名
 - (2) 口座番号
 - (3) 口座名義人

備考

- 1 補助事業者が法人又は団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522